

# 一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 5 年 7 月 19 日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

## 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 上下水道局本庁舎内清涼飲料水自動販売機設置場所賃貸借
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 政令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 盛岡市競争入札参加者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者。なお、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。
- (5) 盛岡市上下水道局が請求した水道料金又は下水道使用料等を滞納していない者であること。
- (6) 市税を滞納していない者であること。
- (7) 令和 4 ・ 5 年度盛岡市上下水道局物品の買入れ等競争入札参加資格者で、「(大分類) その他 - (中分類) 食料品」の資格を有する者であること。

## 3 仕様書等の閲覧及び契約条項を示す期間及び場所

仕様書及び契約条項等は、盛岡市上下水道局公式ホームページ>お知らせ欄にある「令和 5 年 7 月 19 日公告 上下水道局本庁舎内清涼飲料水自動販売機設置場所賃貸借に係る一般競争入札（上下水道局総務課）」に掲載している。

## 4 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みを行うこと。

### (1) 入札参加申請書類及び提出部数

入札（見積）参加資格確認申請書 1 部 ※記載する日付は提出日とすること。

### (2) 入札参加申請手続

ア 申込方法 郵送による提出とし、一般書留又は簡易書留に限る。

イ 受付期限 令和 5 年 8 月 1 日（火）（当該書類が受付期限までに盛岡市上下水道局総務課に書類が到達したものに限る。）。

ウ 受付場所 盛岡市上下水道局総務課

（〒020-0013 盛岡市愛宕町 6 番 8 号 盛岡市上下水道局本庁舎 2 階）

## 5 入札保証金

免除する。(盛岡市財務規則第105条第1号又は第2号に該当する場合)

## 6 入札の方法

郵便による提出とする。

一般書留又は簡易書留により、6(2)で指定する開札日の前日までに盛岡市上下水道局総務課に到達するよう郵送すること。

また、封書は二重封筒とし、入札書を内封筒に封緘の上、当該内封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

(1) 「上下水道局本庁舎内清涼飲料水自動販売機設置場所賃貸借」

※内封筒のみ

(2) 開札日 令和5年8月3日※内封筒のみ

(3) 商号又は名称(契約権限を支店等に委任している場合は商号のほか支店等名)

(4) 代表者職氏名(契約権限を支店等に委任している場合は支店長等名)

※記載にあたっては、盛岡市郵便入札の手引きを参照すること。

※電報、電送その他の方法による入札は認めない。

## 7 入札の回数

2回までとする。ただし、落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

なお、再度入札にあたっては、入札者(辞退者を除く。)に入札書提出期限等をファクスで通知する。

## 8 入札書記載金額

入札書は盛岡市競争入札参加者心得第13によるものとし、入札書には、1年間(年額)の貸付料の金額を記載すること。決定も1年間(年額)の貸付料の金額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 開札日時及び場所

(1) 日時 令和5年8月3日(木)10時00分

(2) 場所 盛岡市上下水道局総務課

## 10 落札者の決定方法

(1) 貸付予定金額以上で、有効な入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(2) 落札者を決定した場合は、入札参加者にファクスで通知する。

## 11 契約書作成の要否

要 盛岡市上下水道局本庁舎内敷地賃貸借契約書による。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 2に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 4に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) その他入札条件に違反した入札

## 13 その他

- (1) 入札参加者は、別紙「上下水道局本庁舎内清涼飲料水自動販売機設置場所賃貸借入札要領」及び「仕様書」を熟読して、入札に参加すること。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (3) 提出する書類等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 4に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。
- (5) 現場説明は、行わない。
- (6) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和5年7月25日（火）正午までにメール又は文書（ファクス可）により盛岡市上下水道局総務課あて提出すること。回答は、「盛岡市上下水道局公式ホームページ」で令和5年7月27日（木）までに公表する。

盛岡市上下水道局総務課（〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号）

Tel 019-623-1439、Fax 019-623-1422

電子メールアドレス sui.soumu@city.morioka.iwate.jp